

平成14年第2回教育委員会記録

平成14年1月23日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成14年1月23日(水)午後2時00分～午後2時42分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員長 宮 坂 公 夫
職務代理者 安 本 ゆ み
委員 大 藏 雄之助
教育長 與 川 幸 男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松 本 義 勝 庶務課長 佐 藤 博 継
学校運営課長 佐 野 宗 昭 施設課長 小 林 陽 一
指導室長 工 藤 豊 太
社会教育 荒 井 健 一 中央図書館長 古 川 正 司
センター課長 伊 藤 俊 雄 中央図書館 次 長 杉 田 治
事務局職員 庶務課係長 小 今 井 七 洋 法規主査 能 任 敏 幸
担当書記 手 島 広 士

傍聴者数 7 名

会議に付した事件

杉並区立科学教育センターの名称について
平成14年度学校給食調理業務委託校の決定について
杉並区立学校の児童生徒に係る出席停止の手続きに関する要綱
図書館・郷土博物館の月曜祝日開館について

委員長 ただいまから平成 14 年第 2 回杉並区教育委員会の定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。

本日の議事案件は、報告事項のみでございます。まず、第 1 に「杉並区立科学教育センターの名称について」ということで庶務課長どうぞ。

庶務課長 私から杉並区立科学教育センターの名称についてということで、ご報告をいたします。これにつきましては、科学教育センターの今後のあり方をどうするかということで、すでにご報告していますが、科学教育センターそのものを現行行っている移動教室や、あるいは科学教室といった学校教育支援事業に、それだけに限らずにもっと多くの人たちが利用できるような施設にしていこうということで、生涯学習施設ということで変更することを予定しています。平成 14 年の第 1 回の定例会にこれに関する議案、条例を上程する予定ですが、当然それに伴いまして、名称の変更ということがあります。

これまでも、今後のあり方ということで、ご報告をしてきたわけですが、名称の部分については、区民の意見を聞きながら決めていくということで、保留になってございました。今日区長部局のほうでも議案の上程ということになりますと、区長部局の管轄になってくるわけです。そちらのほうとも話をいたしまして、科学教育センターでアンケートを取りまして、今後の名称をどうするかということで、検討してきたわけですが、科学教育センターを杉並区立科学館ということで、機能変更に伴って、名称そのものも変えていくということで考えています。

当然、条例を上程するということになりますと、いろいろと他のものも変更するものが相当出てきます。これらにつきましては条例を上程して、条例の扱いを見てから規則等の改正という動きになっていくかと思えます。今日は科学教育センターの名称変更ということで、杉並区立科学館ということで考えていますことのご報告です。

委員長 質問、ご意見はありますか。

教育長 名称はいいかなとも思います。広く地域の区民の方が使えるというイメージにもつながるのかなと思いますが、科学館というと、やはり内容ですね。展示内容であるとか、活動内容であるとか、やはり科学館という名前に負けないような、それにふさわしい内容の充実も併せてやっていく必要があるのかと。そういうことも併せての名称変更と。もちろん教育機関としての活用もあって当然ですが、それも踏まえながら科学館にふさわしい内容の充実ということも併せて、お願いしたいなと思います。

委員長 えらくシンプルですが、他にどういう案があったのですか。

庶務課長 案はいろいろと名前だけでも何なのですが、数だけはたくさん出てまして、サイエンスセンターとか、サイエンスフロンティアとか、杉並科学センター、荻窪教育センター、清水教育

センター、杉丸科学館、科学館、サイエンスアカデミー、科学するセンター、サイエンスアイ杉並、妙正寺センター等々の名前があがってまいりました。

委員長 日本の国の人づくり、それから教育体系、科学技術のベースをこれから見直していこうというか、もうすでに予算的には、重みづけやって、ずいぶん政府の予算とかは組んでいるみたいですがけれども、杉並区も先ほど教育長が言ったように、予算的だけでなく、内容も拡充していかなければならない。いままでの教育機関の補完的な機能だけではなくて、研修だとか、展示だとか、こういう時代ですから情報、インフォメーションをやるとか、できるだけ研究だとかね。博物館にしてもいろいろな機能がいまはどんどん変わらざるを得ないと言うか、それで内容の展示などもどんどん世界的にも変わってますよね。従来型だと人を呼べないと言うのか、機能しないと言うか、その辺大きな見直しの時期に来ている。名称の変更はいいのですけれども、それよりも内容をどういうようにしてやっていくのか、予算的な裏付があるから、一概に言えないのですけれどもね。これから大変だと思いますけれどもね。

教育長 例えば、ここで小学生、中学生の子供達の理科教育をやって、発表会などもやってこの前中学校の発表会に行って聞いてきましたけれども、とても中味のレベルも高く、子供の発表の力量もあるのですよ。小学校は間もなくありますけれども、ただ会場にお客さんも少ないし、教育の関係者だけなのです。もっと地域の方に聞かせてあげたい中味のある発表が実はあるのです。ですから、そんなことも名称がせつかく変わるのであれば、広く呼びかけて、科学館と言うのか、それらしい地域性のあるものにしたいなと思います。なかなか杉並の子供達、よくしっかり発表していました。とてもうれしかったです。

委員長 内容についてはアクションプランの中で検討しなければなりませんので、そちらのほうで感想をお聞きしたいと思います。ご異議ございませんでしたら、これで第1の報告事項を終わります。

では、2番目に「平成14年度学校給食調理業務委託校の決定について」、学務課長どうぞ。

事務局次長 学務課長が公務出張のため、私が報告いたします。14年度の学校給食調理業務の委託でございますが、予算審議はこれからですけれども、予算の内示がございまして、金額が出ました。それらを受けまして委託校を考えたわけでございます。当然、来年度予算に関わる問題ですので、今回こういう形で選んで準備を進め、実際には予算が成立しなければ施行できないということですが、4月からの委託ですので、準備をしなければいけないということで、できるだけ早い時期に決定したということです。

委託校につきましては記載のとおり小学校2校、松庵小学校、堀之内小学校、中学校2校、井荻中学校、和田中学校でございます。選定の理由につきましては、委託につきましては、給食調

理職員の退職、それから転職等を勘案して、4校実施するためにいまの各学校の調理職員数などを見て、それから各学校の施設整備の状況、それから最初の頃は常勤栄養士がいる学校からということがございまして、そういった状況、それから校長の在職というようなことも含めた学校の状況などを勘案して決めたものです。実施に向けての準備につきましては、13年度、9月から実施いたしました。手順としては、同様でございまして、ここに記載のようなことを手順として進めてまいる予定です。今年の4月の給食から、この4校については委託をしていくということです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見はありませんか。

安本委員 松庵小と堀之内小、全部の学校はだいたい人数、児童数はどのくらいですか。

学校運営課長 食数で申し上げますと、松庵小が463、堀之内小が415、和田中が219、井荻中が491というような状況です。

教育長 もし分かれば、昨年9月から実施している学校についての最近の調理委託校のPTAの評価と言いますか、そんな調査をしていれば、伺いたいのですが。

事務局次長 これは実は、今年度の業者選定委員会、今年度というのは来年度の4月から委託する場合の業者を選定をする委員会をいま立ち上げているわけでございますけれども、その冒頭で今年の各学校の状況の報告というのを受けまして、そこでどうするかという議論をいたしました。確かに3校の中では、1校につきましては委託当初若干トラブルもございました。しかし、その後の教育委員会の指導も含めまして改善されまして、基本的に今年9月から委託している学校につきましては、当初の予定どおり、同じ業者に契約、これはまた見積書を出して、交渉して契約するわけですがけれども、継続して同じ業者で実施していくということを方向としては決めています。従いまして、順調に委託は実施されて、特に大きなトラブルはないという状況でございます。

安本委員 ずいぶん経っているのですけれども、結局いろいろなところから、うちの学校には来ないでほしいとか、陳情とかも含めてあるようなのですけれども、それが1つや2つではどうもないうので、こっちの学校あっちの学校とあるのは、もう少しまだ委託されていない学校に対しても、理解を深めるための何か方策を取ったほうがいいような気がちょっとするのですけれども、そういうことはお考えではないのですか。評判云々ではなくて、そういうことをもっと他の方たちにも知らせるといふか、こういう状況だということをお知らせになるということはお考えではありませんか。

事務局次長 確かにおっしゃるとおり、そういった各具体的な学校ごとの要請というものが来ております。私どもは説明というよりも、現在3校実施いたしました。実際やっておりますので、その実情というのを各PTAの方たちも見ていただいておりますので、やるとすればそういったこ

とをより幅広く見ていただくとかいう方法かなというように思います。取りあえず今回は、9月に実施したと同様に、この各4校につきまして説明をしていき、それからまた必要であれば、いま委託校の状況を説明していただくようなことも、ちょっと考えていこうかなと思っております。全体的に理解を求めるために何かするということは、取りあえず現在は考えていないのですが、そういったことがあれば考えなければいけないかもしれません。

安本委員 少しちょっと多いようないろいろ耳に入るので、もしできれば全体的なほうも面倒みていただければいいのではないかなという気がします。スケジュール的に今後どういうように4月までに動いていくのか、ちょっと教えていただけますか。

事務局次長 ちょっと具体的に細かいスケジュールは何なのですかけれども、本来予算を伴う事業は、4月からしか執行できないわけなのです。この4月から委託を開始するためには、かなりの準備が必要でございます。今回学校を決めまして、手順を見まして、できるだけ早くに業者も入札をしまして決めて、2月の中旬辺りからは各学校で、もちろん今は直営で給食をしているわけですので、邪魔にならないような形で調査等をしまして、給食を終わり次第、即業者が入っていくというような形を取っていくようになります。具体的な日程は、今手許にないのですけれども、4月から実施というのは、日程的には大変厳しいわけです。相当業者にも頑張ってもらわなければいけないというように思っております。

委員長 よろしいですか。第3、「杉並区立学校の児童生徒に係る出席停止の手続に関する要綱」です。

指導室長 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改定する規則の第19条の出席停止に関わる規則の改定がございました。それに伴いまして、出席停止の手続に関する要綱を定めた次第です。

第1条はその大きな趣旨です。第2条適用範囲は、「児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずる場合に必要な手続については、学校教育法及び規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる」ということで、一応範囲規定をしております。

第3条におきましては、「事前の説明を学校が行う」という条文も入れております。第4条ですがけれども、校長の協議ということで、「日常的な指導では学校内の秩序を回復することができないと判断した時は、該当児童生徒の出席について、教育委員会と協議する」ということになっております。

当然そういうことに伴いまして、児童生徒の今までの個別の指導記録とか、指導内容など、事実関係を示す記録した文章をこちらのほうの教育委員会に提出を事前にさせていただくということになります。

それに伴いまして第5条では、「教育委員会は校長から前条の協議があったときには、速やかに事実の調査を行う」という規定がございます。そういう調査等、協議等に基づきまして、教育委員会は保護者からの意見の聴取を行うという形になります。意見の聴取の方法は、第7条で示しました「保護者に対する意見の聴取は、教育委員会事務局指導室長が行う」ということになっております。

当然、保護者の意見を聴取される場合は、保護者の意見からのみ分かる状況ではございませんので、「必要と思われる場合は該当の児童生徒、それから被害を受けた児童生徒、職員等、室長が必要と認める」というところまでの部分で意見を聞くことができるという定めにしております。

場合によっては、同時に意見を聞くということもあろうかと思えますけれども、時にはそういうことではなくて、批判を聞かなくてはいけないということがあろうかと思えますので、「適当でないと認めるときは、それぞれ個別に意見聴取を行う」という形になっております。

また、保護者等が正当な理由で出席ができないというようなときは、教育委員会に書面で意見を述べていただくというように規定しております。

そういう経緯を踏まえながら、出席停止の決定ということになった場合は、第8条で「教育委員会は意見の聴取を総合的に判断して、出席停止の決定をする」ということに定めております。出席停止等の期間等があるわけですが、それぞれ出席を命ずる目的を達するために必要と判断される最低限の期間を設定しなければならないということで、一応ここで出席停止の期間のガイドラインを張っております。

それに伴いまして通知等は、書式等に則りまして、それぞれ保護者、学校長に等に通知を教育委員会からするという流れになっております。

出席停止を命ずるだけでは、教育的な目的は達しません。やはり、児童生徒が大事なのはそれからです。その期間中の対応ということで、第9条では「教育委員会は、当該児童生徒に対する個別指導計画を学校の協力を得て策定する」。また、学習の援助など、学校に対してしっかり教育上の必要な処置を構じなさいというような指導を行うということになっております。

また、学校の関係もそれに伴いまして、「指導や助言に努めて援助に努める」と。また、当然被害にあった児童生徒等もいるわけでございますので、心のケアには十分配慮して、適切な援助を行うということも必要だと考えております。学校は様々な手段を使い、また教育委員会も学校と連携を踏まえながら、この停止中の指導につきましては、計画的に、臨機応変に家庭訪問等も含めて行うことが必要であろうと。また、学校が行った場合はきちんと報告を求めるということになっております。

出席停止の解除ですけれども、やはりその児童生徒が自ら行った行為に対して、十分反省し

て改善が認められるというような状況、また保護者に適切に指導され出席停止の目的を達することができると判断した場合は、出席停止の解除を行うと。これに伴って、書面にて通知をするということになります。

記録等につきましては、指導要録の取り扱いの中に一応出席停止の期間の日数を記載するという事で、条文を定めました。以上、私からは要綱についての概要の説明を行いました。

委員長 要綱の趣旨の第1条のところに書いてある「第19条の2の規定に基づく」これはどういう内容ですか。

指導室長 過日の教育委員会の時に改定された部分ですけれども、教育委員会は19条の2「教育委員会は次に掲げる行為の1、または2以上を繰り返して行う等、性行不良があつて、他の児童または生徒の教育に妨げがあると認める児童または生徒がある時は、その保護者に対して児童または生徒の出席停止を命ずることができる。」「1、他の児童または生徒に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為。2、職員（校長を含む）に障害または心身の苦痛を与える行為。3、施設または設備を損害、損壊する行為。4、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」等の部分でございます。

宮坂委員 これは学校内の性行不良に関する関わりで、例えば町に出たの被害者が職員または他の児童生徒となつていますが、それ以外の一般の人に対する加害行為というのですか、それにあつた場合は対象にならないのですか。

指導室長 私どもは外での一般の方に対しての行為ということになりますと、これは傷害という事件のほうに発展するということになるのかなということと考えております。当然、そこから波及して、学校生活の乱れというようなことが生じるような繋がりはあるかと思ひます。ただ、出席停止という部分につきましては、やはり学校内のことに重点を置いているということでございます。

安本委員 これは罰則みたいな感じで受け取るわけですか。要するに「何々をしたから学校に来てはいけないよ」ということですか。それとも、そういうことがあつたから、「落ち着いて少し考えなさいよ」と、そういうことの意味ですか。

指導室長 私どもはやはり、いま委員のおっしゃつた後段のほうが非常に重要なと、考えさせるという意味は非常に重要なと思ひます。ただ、それだけの行為に対して、何もペナルティーがないというようなことについても、考えるべきではないかということもあります。

いま安本委員の質問に対して、もう一度答えますと、その趣旨にも基づきまして、出席停止の制度そのものは本人に対する懲戒という観点ではございません。それで、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度でございます。

改めて訂正いたします。

委員長 よろしいでしょうか。第4、「図書館・郷土博物館の月曜・祝日開館」についてお願いします。

中央図書館次長 それでは、私から報告させていただきます。図書館・郷土博物館の月曜・祝日開館についてです。現行では、図書館につきましては図書館運営規則で、郷土博物館につきましては郷土博物館条例の施行規則で休館日の定めがございます。現行では、月曜日と祝日が重なった時には、月曜日と翌日の火曜日が休館になります。また、月曜日と振替休日重なった時には、月曜日は休館ということになります。5月の連休にはちょっと例外規定がございますして、5月の3日または4日が月曜日と重なった時には、3日または4日が休館で、さらに5月6日も休館というように規則上はなっています。

そこで、この見直しをしようということになりました。見直しの背景と必要性につきましては、平成12年に祝日法が改正になりました。いわゆるハッピーマンデー法と言われている法律なのですけれども、この祝日法の改正になりまして、平成12年には成人の日と体育の日が第2月曜日ということで変更になりまして、2日間開館日が減るという状況になっています。また、15年にはさらに海の日と敬老の日が第3月曜日に変更になるということが決まっています、トータルで、4日間開館日が減りまして、利用者の機会が減るとということになります。

このような背景のもとに住民満足度調査というのを中央図書館だけで実施したわけですが、昨年の平成13年1月に実施した調査ですが、その結果におきましても図書館の利用できる時間、曜日の利用しやすさという質問項目がありますけれども、大切さが高く、満足度が低いという結果になっています。また、自由意見などの欄があるのですが、その欄には祝日開館の要望がかなり多く出されています。このような背景、必要性から見直しを行ったということです。

実施の内容につきましては、祝日法に規定する休日、国民の祝日と振替休日、また国民の休日が月曜日に当たる時は、その当日を開館し翌日を休館日とする。また、5月の特例でいいますけれども、ただし5月3日または4日が月曜日の場合は、現行では休館なのですが、これを開館いたしまして、現行規則どおり5月の6日を休館とするというような内容になっています。実施時期としては、平成14年4月実施予定です。以上です。

委員長 ご質問、ご意見ございますか。

教育長 今年5月6日は振替休日ですが、その場合はどうなるのですか。

中央図書館次長 5月6日の振替休日の場合は、本則のほうで読みまして、月曜日が開館ということで、翌日が休館日という形になります。

教育長 6日が月曜日ですから、しかもお休みの日ですから、7日の火曜日が休館になるわけですか。

中央図書館次長 はい、そういうことです。簡単に言いますと、カレンダーで一般的に赤になっているところにつきましては、全部開館ということになります。

教育長 私はかつて多摩地区の図書館を利用したことがあるのです。ほとんどお休みが多くて、月曜日はもちろんお休みですし、夕方5時から5時半にはもうお休みなのです。夜はやってないと。杉並は突出して、開館日が多いなという印象を受けますけれども、そんなことはないですか。最近は当たり前ですか。

中央図書館次長 全体的に見ますと、特に多摩地区と比べますと、かなり開館日数が多いというように思います。ただ、23区の中では、結構祝日開館も増えてきましたので、さほど突出しているとは言えないとは思いますが、かなり全体の中では上位にランクされているというようには認識しています。

教育長 図書館勤務の人は、お子様が休みの時に父親、母親は休めないわけで、そういう意味では大変な勤務だと思います。

委員長 ご意見がなければ、これで終わります。ありがとうございました。